

患者の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会

人生の最終段階における医療については、医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として進めることが重要とされています。平成19年に「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」が策定され、周知が図られていますが、医療従事者における認知は十分でなく、人生の最終段階における医療のより充実した体制整備が求められています。

堺市内においても、平成30年度に改訂された「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づいた意思決定支援教育プログラム(E-FIELD: Education For Implementing End-of-Life Discussion)を活用した研修会を実施し、患者の意向を尊重した意思決定のための相談体制の整備を図ることが具体的な目標とされています。

死が近づいたときなどの特定の時期や、生命維持治療などの特定の治療やケアの選好に限定せず、本人の「大切にしたいこと」や「自分らしく生きること」を支えていくためにどのような治療やケアが最も望ましいかを話し合うプロセスが、この研修会を通じて堺市内の医療・介護・福祉従事者に正しく認識されることを目的としています。

参加資格

以下の条件を満たす
医療機関、看護ステーション、介護老人福祉施設等の従事者

1. 各医療機関等において、人生の最終段階における医療・ケアに関する意思決定に携わっていること。
2. 上記の医療従事者は、原則として、研修会受講時点において、人生の最終段階における医療・ケアに携わる医療従事者としての経験が3年以上であり、かつ研修終了後も引き続き、当該医療・ケアに携わる予定であること。
3. 研修終了後、本事業に協力し、各医療機関等において「人生の最終段階における患者の意向を尊重した意思決定支援」を実践すること。
4. 本研修会を修了したことについて、厚生労働省及び都道府県担当課に対して、氏名、所属及び連絡先と併せて報告することに同意すること。

日時

令和7年2月2日(日)
9:00～17:45(8:30受付開始)

場所

ベルランド総合病院 地下1階AIFホール

申込条件

各医療機関等において、人生の最終段階における医療・ケアに関する意思決定に携わっている
医療・介護・福祉従事者
但し、定員が多数の場合は抽選とさせていただきます。

申込方法

- WEB
QRコードを読み取り、WEBフォームよりお申込みください。
- FAX
必要事項を記入し、072-234-9157までお申込みください。

申込期限

令和7年1月6日(月)

費用

無料。
ただし、会場までの交通費や宿泊費は自己負担とさせていただきます。
昼食や茶菓は提供されませんので各自ご持参ください。



Timetable

開始	終了	時間	プログラム	主旨、構成内容
8:30	9:00	30	受付	
9:00	9:15	15	イントロダクション	事業概要・目的の説明
9:15	9:20	5	講義	ガイドラインに基づいた意思決定(総論) (事前学習している前提で、 ガイドラインの内容を20分で確認する) ファシリテーター紹介
9:20	9:45	25	アイスブレイキング 【グループ】	自己紹介 役割分担とグループワークの練習
9:45	9:50	5	休憩	
9:50	11:10	80	講義・ワーク 【グループ】	STEP:1 本人の意思決定する力を考える
11:10	11:20	10	休憩	
11:20	12:10	50	講義・ワーク 【施設】	STEP:2 本人の意思の確認ができる 場合の進め方
12:10	12:25	15	講義	STEP:3 本人の意思を推定する
12:25	12:45	20	講義	STEP:4 本人にとって最善の方針について
12:45	13:35	50	昼食休憩	
13:35	15:05	90	ワーク 【グループ】	STEP:3・4
15:05	15:20	15	休憩	
15:20	15:55	35	講義	アドバンス・ケア・プランニング
15:55	16:00	5	休憩	
16:00	17:35	95	講義・ロールプレイ 【施設】	ACPの実践を学ぶ もしも、のときについて話し合いを始める 本人の意思を推定する者を選定する 治療の選好を尋ね、最善の選択を支援する
17:35	17:45	10	質疑応答	

お申込みに関するお問い合わせ

事務局：ベルランド総合病院 企画室
〒599-8247 堺市中区東山500番地3
TEL：072-234-2001(平日9時～17時)
E-mail：shinryojoho@bh.seichokai.or.jp